

平成26年度芸術文化連携推進事業「みんなの芸術文化体験事業(派遣型)」

企画・コーディネート業務

企画提案競技実施要領

1. 事業の概要

「みんなの芸術文化体験事業(派遣型)」は、高齢者や障がい者、子ども達に対し、芸術家等による表現手法を用いたワークショップを実施することにより、生きがいくくりや活力の向上、豊かな情操やコミュニケーション能力の育成を図ることを目的としている。

具体的には、高齢者福祉施設、障がい者福祉施設、児童養護施設等に、芸術家等を派遣し、ワークショップを開催する。

2. 委託業務内容等

(1) 業務概要

詳細は、別添「業務委託仕様書」のとおり

①施設側の要望に応えられる企画の立案及び芸術家の選定・招聘

※施設選定は県が行う。

※芸術家への謝金、旅費支出については、県が行う。

②ワークショップの開催(当日のアーティストのサポートなど)

(2) 契約期間

契約締結の日から平成27年3月16日(月)までを予定

(3) 委託予算限度額

3,876千円

(4) 事業内容補足

企画・コーディネート業務を行う団体として採択された後の主な事業の流れは以下のとおり。

①コーディネーターと県が、実施施設(実施施設の募集・選定は県が行う)を訪問し、芸術家等の派遣に係る打ち合わせを行う。

②コーディネーターは、実施施設の状況や希望内容等に応じて、企画案の作成と芸術家の選定を行う。

③選定された芸術家等とコーディネーターが実施施設を訪問し、実施打ち合わせを行う。

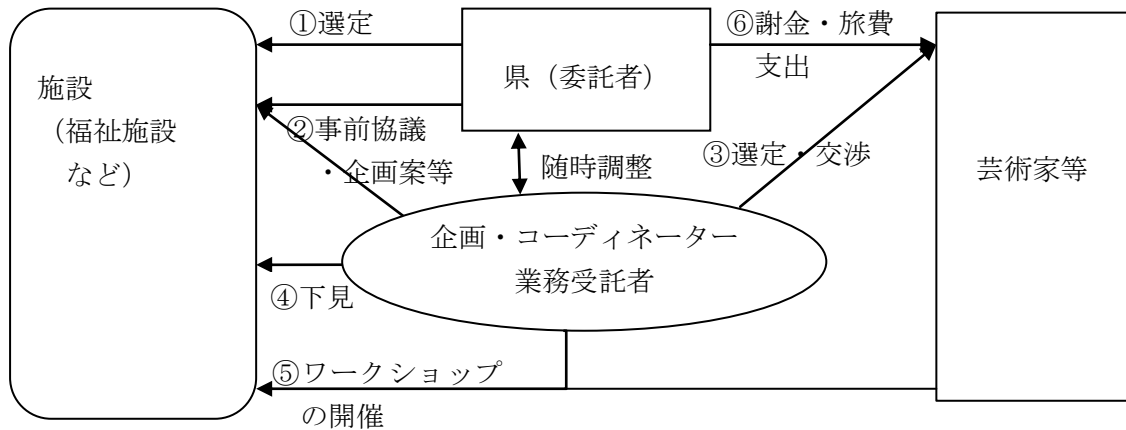
④コーディネーターは実施施設毎の計画書(様式は採択後に連絡)を作成し、県に提出する。

⑤実施施設の職員と芸術家等、コーディネーターとが連携を図り、計画的なワークショップを実施する。

⑥事業実施後、実施施設、芸術家等、コーディネーター、県の4者で実施内容をふりかえり、フォローアップを実施する。

⑦コーディネート業務を行う全事業終了後、コーディネーターは委託業務終了後の提出書類(様式は採択後に連絡)を作成し、県に提出する。

<事業全体概念図>



3. 企画作成上の条件

- (1) 企画書作成に要する経費については、参加業者の負担とする。

4. 応募資格

応募資格を有する者は、次に掲げる要件全てに該当する者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 本企画提案競技の公告の日から委託契約の前日までの間に大分県知事から競争入札参加資格の停止措置を受けていないこと。
- (3) 公告日以前 3 箇月以内に、手形交換所で不渡手形若しくは不渡小切手を出した事実又は銀行若しくは主要取引先からの取引停止等を受けた事実がないこと。
- (4) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定に基づく破産の申立て、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (5) 県税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。

5. 参加表明

- (1) 提出期限

平成 26 年 4 月 14 日（月）午後 5 時

- (2) 提出方法

下記問合せ先まで別添参加表明書を郵送又は持参

- (3) 受付確認

参加表明書を受領後、上記 4 応募資格を有すると確認できた応募者に対して事務局から電子メールで通知する。

6. 質疑応答

- (1) 提出期限

平成 26 年 4 月 15 日（火）午後 5 時

(2) 提出方法

下記問い合わせ先まで別添質問票を提出（FAX 可）

(3) 質疑への回答

平成 26 年 4 月 17 日（木）を期限とし、事務局から参加者全員に FAX で回答する。

7. 提案方法

(1) 提出期限

平成 26 年 4 月 21 日（月）午後 5 時

(2) 提出方法

下記問い合わせ先まで郵送又は持参

(3) 提出書類

①企画提案書

②見積書

別添「提出書類作成要領」を参照のこと。また、提出書類については返却しない。

なお、提出部数は各 5 部とする。

8. 審査方法等

(1) 審査・採用

①審査会を設置して審査し、最優秀と決定された企画を採用する。

また、選定された企画の使用権は大分県に帰属する。

②参加業者には、審査結果についてすみやかに通知する。

③審査結果についての異議申し立ては受理しないものとする。

(2) 審査基準

以下の項目について審査する。

①仕様書で示す業務の目的及び内容との整合性

②企画案の実効性、独創性

9. 問合せ及び提出先

大分県企画振興部 芸術文化スポーツ局 芸術文化スポーツ振興課 芸術文化企画班

所在地 〒870-8501 大分市大手町 3 丁目 1 - 1

TEL 097-506-2058

FAX 097-506-1725

E-mail a10920@pref.oita.lg.jp